

令和2年度第2回南部町介護保険運営協議会	
令和2年11月5日(木) 午後6時～	資料2

議事 2

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の
素案について

南部町介護保険運営協議会

議事 2

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の素案について

別紙「第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）」のとおり

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画

【素案】

令和2年11月

【 目次構成 】

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨、計画の性格と策定体制等、日常生活圏域の設定、南部町の高齢者を取り巻く状況、前期計画の施策評価

第2章 基本理念と重点施策

基本理念

みんなで支え合い 誰もがすこやかに 安心して暮らせるまち

重点施策

- I 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- II 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- III 介護サービス等の充実・強化
- IV 認知症施策の推進
- V 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備
- VI 健康の保持・増進
- VII 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

第3章 重点施策別の展開

第4章 介護サービス量等の見込みと保険料

保険料の推計手順、保険給付費の見込み、介護保険事業に係る給付費の財源の仕組み、保険料の所得段階別設定

第5章 計画の推進等

計画運用に関する PDCA サイクルの推進、計画の進行管理及び評価体制、保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用、介護保険制度の周知、庁内関係部局との連携・協働

資料編

- 1 アンケート結果の概要
- 2 南部町介護保険運営協議会設置要綱
- 3 南部町介護保険運営協議会委員名簿
- 4 南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定経過

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が2000（平成12）年創設されました。

しかし、わが国の少子高齢化は急速に進行しており、2019（令和元）年10月1日現在で、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は28.4%（内閣府「令和2年版高齢社会白書」）となっています。また、2025（令和7）年にいわゆる団塊の世代すべてが75歳を迎えることから、高齢化率の上昇に加え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者の一層の増加が見込まれています。

こうした社会情勢のなかで、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のための支援が包括的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築し、各地域の実情に応じて推進されてきました。

また、2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずるなど、介護保険制度の見直しが行われました。

2025（令和7）年が近づくなかで、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

こうした状況を踏まえ、計画策定のための「基本指針」に沿って2025（令和7）年及び2040（令和22）年における目標を示した上で、基本的事項を定めるとともに地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施が計画的に図られるよう「第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。

2. 計画の性格と策定体制等

①計画の法的根拠と位置付け

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく計画で、介護等が必要な方が可能な限り住み慣れた地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、介護サービス等の見込み量や介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めた計画です。

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

本町では、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定しました。

②計画期間

「介護保険事業計画」は、3年ごとに策定することが介護保険法で定められています。一方、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法で期間は定められてはいませんが、高齢者福祉全体をより総合的に推進するための計画として、介護保険事業計画の期間と合わせた2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間を計画期間としています。

■ 介護保険事業計画期間

2021年 (令和3)	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
2025年を見据えて計画を策定								
本計画（第8期）								
			（第9期）			（第10期）		

③計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、2019（令和元）年度の65歳以上の高齢者を対象とした「健康とくらしの調査」や「在宅介護実態調査」等の結果を計画に反映させるとともに、被保険者の代表や医療・福祉などの関係機関・団体の代表者で構成される「南部町介護保険運営協議会」の検討会議の中で、意見や提言等をうけながら計画の策定を進めました。

なお、広く町民の意見を聴取するため、計画素案に関してパブリックコメントを実施しました。

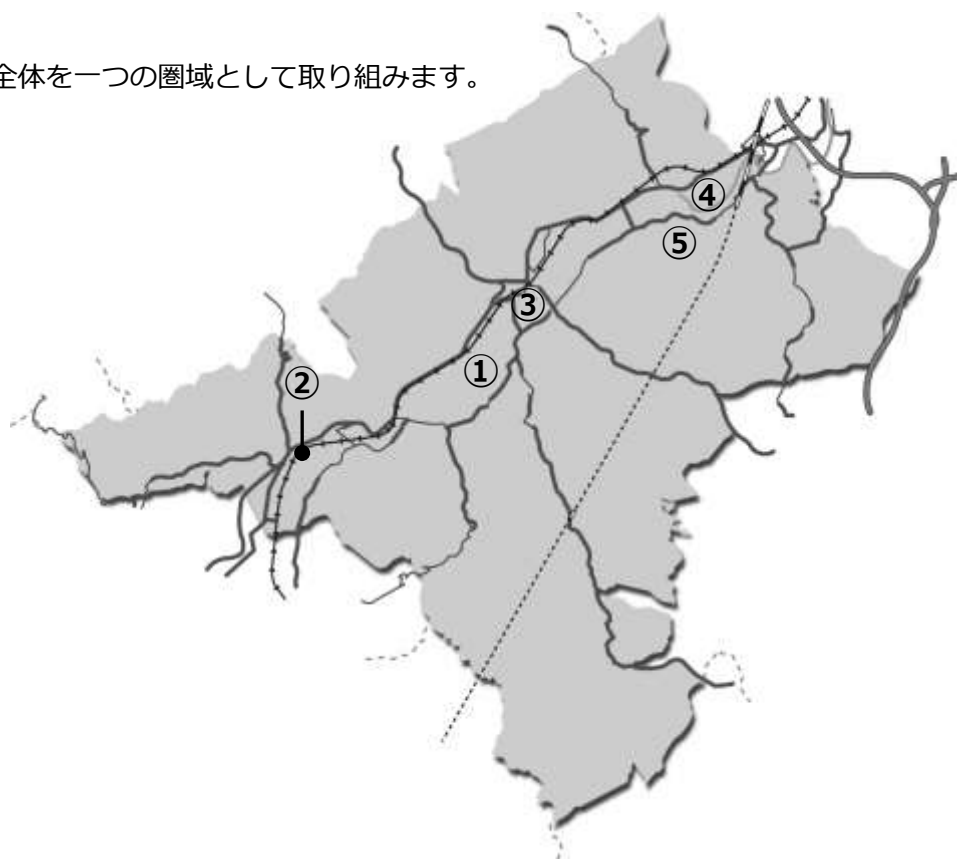
3. 日常生活圏域の設定

地域の高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地域における地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、本町では、町全体を1つの日常生活圏域として設定しています。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域の施設及び保健・医療・福祉関係者の連携を図るとともに、元気な高齢者を目指した介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っていきます。

■ 本計画における日常生活圏域図

南部町全体を一つの圏域として取り組みます。



● 地域包括支援センター

①	南部町地域包括支援センター
---	---------------

● 在宅介護支援センター

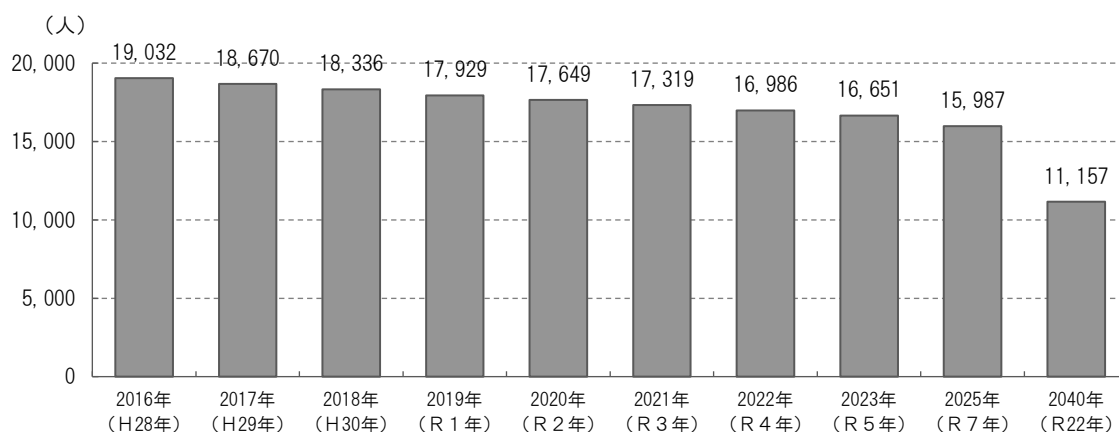
②	南部在宅介護支援センター
③	剣吉在宅介護支援センター
④	在宅介護支援センターきぼう
⑤	ふくち在宅介護支援センター

4. 南部町の高齢者を取り巻く状況

①総人口の将来見通し

総人口は、毎年右肩下がりに推移しており、本計画がスタートする令和3年以降もさらに減少する見通しです。

第7期計画の最終年である令和2年9月末では17,649人、第8期計画の最終年である令和5年には16,651人、その先をみると令和22（2040）年には11,157人にまで減少するものと予測されます。

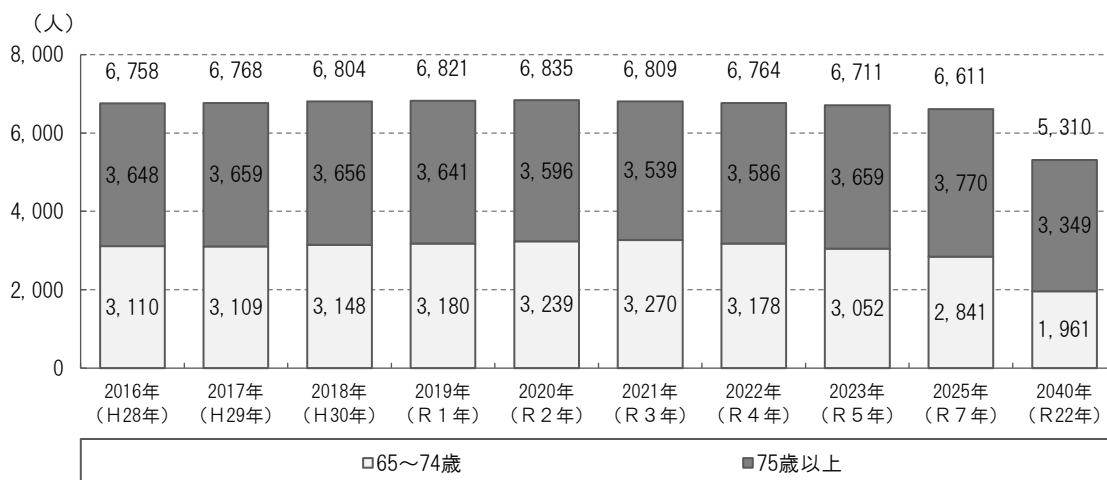


資料：実績は住民基本台帳（各年9月末日現在）、推計はコーホート変化率法による人口推計

②高齢者人口の将来見通し

65歳以上の高齢者は、年々増加傾向にありましたが、令和2年度をピークに、その後は緩やかに減少に転じると推計されます。

一方、75歳以上の後期高齢者は、令和12年度まで増加傾向が続くと推計されます。



資料：実績は住民基本台帳（各年9月末日現在）、推計はコーホート変化率法による人口推計

5. 前期計画の施策評価

第2章 基本理念と重点施策

本町では、最上位計画である「南部町総合振興計画」に定められた健康・医療・福祉分野の基本目標である『保健、医療、福祉が充実して安全・安心・快適に暮らせるまち』に基づき、『みんなで支え合い 誰もがすこやかに 安心して暮らせるまち』を基本理念に掲げ、「地域包括ケアシステム」の構築と地域福祉の充実に向けて取り組みを進めてきました。

第8期計画においても、前期計画の基本理念を踏襲したうえで、これまでの理念や取り組みを発展的に受け継ぎながら、高齢者施策の推進を図ります。

基本理念

みんなで支え合い

誰もがすこやかに

安心して暮らせるまち

●重点施策

- I 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- II 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- III 介護サービス等の充実・強化
- IV 認知症施策の推進
- V 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備
- VI 健康の保持・増進
- VII 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

第3章 重点施策別の展開

第8期計画の施策展開にあたっては、計画の基本理念「みんなで支え合い 誰もがすこやかに安心して暮らせるまち」の実現をめざすため、包括的な支援体制構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムをはじめ、7つの重点施策に関連する多様な施策を一体的に展開していきます。

重点施策Ⅰ	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
施策展開	(1) 介護予防の推進と普及啓発 (2) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (4) 地域の通いの場の創出 (5) 保健事業と介護予防の一体的な実施
重点施策Ⅱ	在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
施策展開	(1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域包括支援センターの運営 (3) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 (4) 家族介護者等への支援の充実
重点施策Ⅲ	介護サービス等の充実・強化
施策展開	(1) 効果的・効率的な介護給付の推進 (2) 介護給付適正化事業の推進（第5期介護給付費適正化計画） (3) 適正な介護保険施設などの配置と運営 (4) 2025年及び2040年を見据えた介護保険給付サービスの見込み

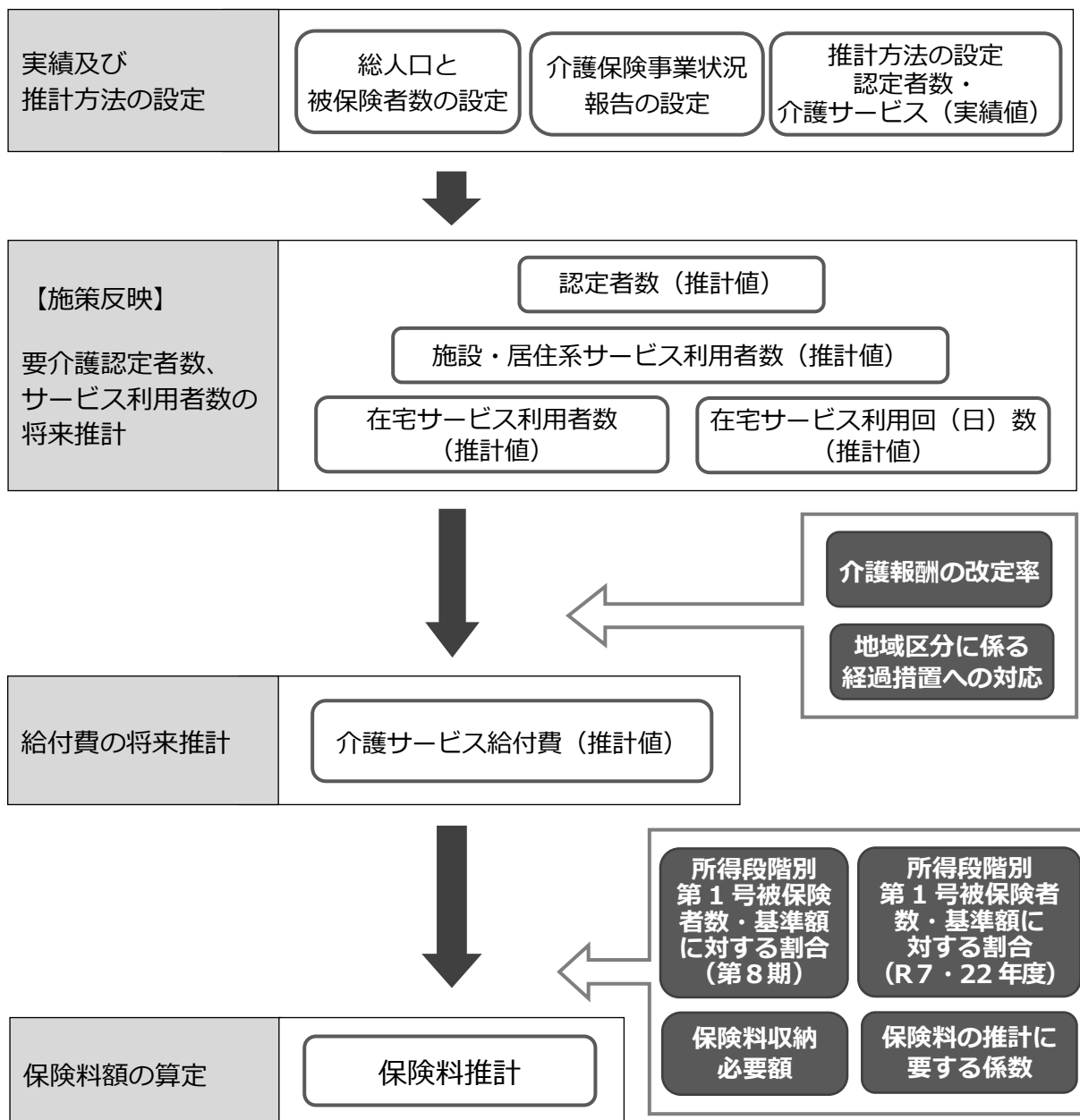
重点施策Ⅳ	認知症施策の推進
施策展開	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人発信支援 (2) 認知症予防の推進 (3) 認知症への適切な対応と介護者への支援 (4) 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援
重点施策Ⅴ	高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備
施策展開	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保 (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり (3) 災害等緊急時に備えた支援の充実 (4) 消費者被害の未然防止及び救済 (5) 特殊詐欺の被害防止の取組促進
重点施策Ⅵ	健康の保持・増進
施策展開	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯にわたるところと体の健康づくり (2) 健康を支える地域社会づくり (3) 生活習慣病などの疾病予防 (4) 高齢者の感染症対策
重点施策Ⅶ	高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援
施策展開	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報提供ときっかけづくり (2) 社会参加の機会の提供 (3) 助け合い活動の推進

第4章 介護サービス量等の見込みと保険料

1. 保険料の推計手順

第8期計画の介護保険サービス事業費の推計は、国の提示した算定基準に基づき、下記の手順において算出しました。

■ 保険料の推計手順



2. 保険給付の見込み

第8期計画期間における利用量の動向を踏まえた各サービス別保険給付費の見込みは、下記のとおりです。

各サービス別保険給付費の見込み（推計中）

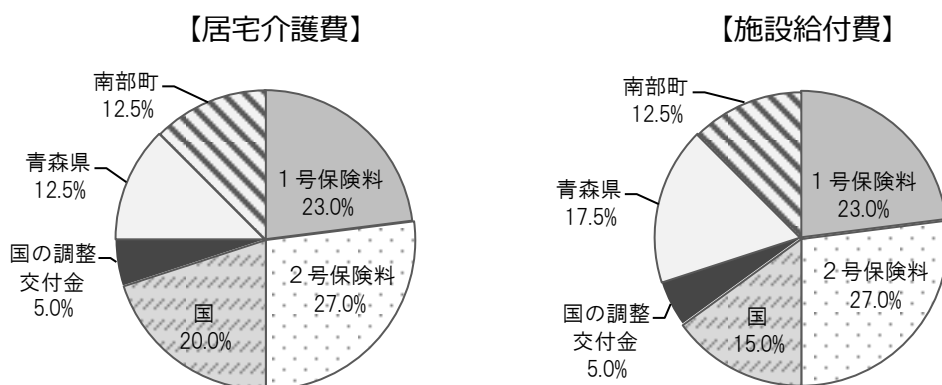
3. 介護保険事業に係る給付費の財源の仕組み

（1）第1号被保険者の保険料負担割合

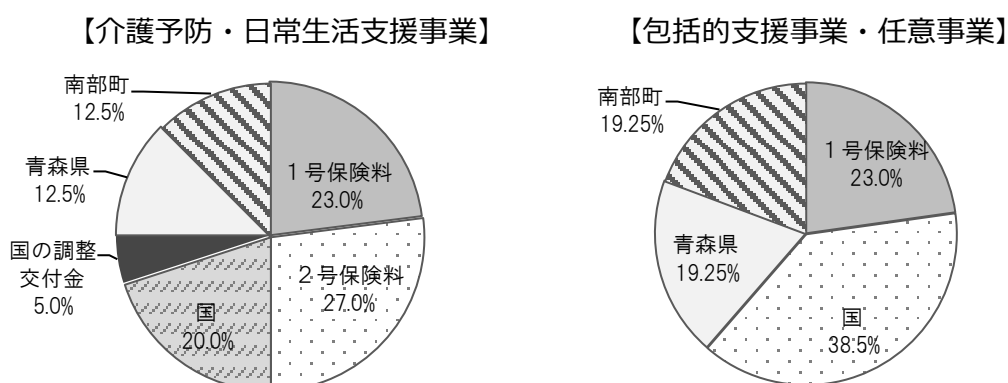
保険給付を行う財源は、下図のとおり公費（国・都道府県・本町の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は、原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方）から徴収する保険料で賄うこととなっています。

なお、包括的支援事業等について第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補てんされます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

■ 介護費用の負担区分



■ 地域支援事業の負担区分



第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。

第8期介護保険事業計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。したがって、第8期においては、今後3年間の保険給付総額の23%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません。

(2) 調整交付金

(3) 介護給付費準備基金

(4) 財政安定化基金

4. 保険料の所得段階別設定

被保険者の負担能力には差があるため、保険料は一律ではなく、住民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行ったうえで、保険料を定めています。

第8期における第1号被保険者の保険料の段階は、第7期に引き続き、国における所得段階の標準に合わせ、9段階としました。

5. 第8期保険料基準額

(1) 保険料基準額の算定方法

(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、所得段階に応じた額となります。この保険料は、基準月額をもとに低所得者の負担が重くなり過ぎないように、所得に応じて9段階に調整されます。

■ 第1号被保険者の保険料

区分	住民税		所得の状況	第8期	
	世帯	本人		負担率	保険料
第1段階	全員が非課税	非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.30	円 (月額 円)
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.50	円 (月額 円)
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.70	円 (月額 円)
第4段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	円 (月額 円)
第5段階 (基準額)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 ×1.00	円 (月額 円)
第6段階	世帯員に課税者がいる	課税	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	円 (月額 円)
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 ×1.30	円 (月額 円)
第8段階			前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.50	円 (月額 円)
第9段階			前年の合計所得金額が300万円以上	基準額 ×1.70	円 (月額 円)

※消費税引き上げにより、社会保障の充実に伴う介護保険法が改正され、住民税非課税世帯の保険料軽減強化が行われています。

保険料率は国・県・町からそれぞれ公費を投入し、第1段階は0.45から0.30、第2段階は0.75から0.50、第3段階は0.75から0.70に軽減します。

【参考】保険料基準額の内訳

単位：円・%

区 分	第7期		第8期	
	金額	構成比	金額	構成比
総給付費 ②+③+④ ①	6,594	89.1		
居宅サービス ②	3,386	45.8		
居住系サービス ③	1,306	17.6		
施設サービス ④	1,902	25.7		
その他給付費 ⑤	506	6.8		
地域支援事業費 ⑥	300	4.1		
財政安定化基金 ⑦	0	0.0		
市町村特別給付費等 ⑧	0	0.0		
保険料収納必要額 ⑨	7,400	100.0		
財政安定化基金取崩額 ⑩	0	0.0		
保険料基準額 ⑪	7,400	100.0		

※金額、構成比は端数処理のため、合計欄に一致しないところもあります。

(3) 保険料の減免・徴収猶予

第5章 計画の推進等

1. 計画運用に関する PDCA サイクルの推進
2. 計画の進行管理及び評価体制
3. 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用
4. 介護保険制度の周知
5. 庁内関係部局との連携・協働

資料編

1. アンケート結果の概要
2. 南部町介護保険運営協議会設置要綱
3. 南部町介護保険運営協議会委員名簿
4. 南部町介護保険運営協議会の策定経過